○三股町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

|  |
| --- |
| (平成29年9月29日告示第62号) |

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この要綱における用語の意義は、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第196号）、総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。以下「老健局長通知」という。）別紙の地域支援事業実施要綱で使用する用語の例による。

(事業構成等)

第3条　総合事業のサービスの種別、事業名及び事業内容は、別表第1のとおりとする。

(介護予防・生活支援サービス事業の対象者)

第4条　介護予防・生活支援サービス事業の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者であって、介護予防ケアマネジメントにより、当該サービスを提供する必要があると町長が認めるものとする。

(1)　被保険者

(2)　要支援者又は基本チェックリストによる調査を実施した結果、生活機能の低下が認められた者（以下「チェックリストによる事業対象者」という。）

(3)　総合事業によるサービスを提供することによって、心身の状況を改善することができると認められる者

(事業の委託及び指定)

第5条　町長は、適当と認める者が運営する事業所（以下「指定事業者」という。）を総合事業を実施する事業所として指定することができる。

2　介護予防ケアマネジメントは、三股町地域包括支援センターが実施するものとする。ただし、ケアマネジメントAについて町長が認めたときは、居宅介護支援事業所に委託することができる。

3　第1項に規定する事業所の指定に関し必要な事項は、別に定める。

(事業支給費の算定等)

第6条　総合事業訪問介護及び総合事業通所介護に係る事業費の算定は、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発0317001・老振発0317001・老老発0317001厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。ただし、みまたんディサービス及び総合事業いきがいディサービスについては、町長が定める額とし、別表2のとおりとする。

2　ケアマネジメントAの費用の算定に当たっては、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）に準ずるものとする。

3　ケアマネジメントBは、三股町地域包括支援センターが作成するものとし、その額は町長が定める。

(利用者負担及び利用料)

第7条　介護予防・生活支援サービス事業の利用者は、別表第3に定める利用者負担又は利用料を負担するものとする。

2　総合事業の実施に際し、食事代その他実費が生じるときは、その費用は利用者の負担とする。

3　第1項の利用者負担及び利用料は、総合事業指定業者がこれを徴収する。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第8条　町長は、総合事業訪問介護及び総合事業通所介護について、老健局長通知別記1第2の1の（1）ア（コ）③及び④の例により、同(サ)③の高額介護予防サービス費相当事業及び同(サ)④の高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行うものとする。

2　高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、介護保険法施行令第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(事業の利用の手続)

第9条　要支援者等が総合事業を利用しようとするとき（介護予防サービスを併せて利用するときを含む。）は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第１号）により、町長に届け出なければならない。

2　前項の届出は、要支援者等に代わって三股町地域包括支援センターが行なうことができる。

(支給限度額)

第10条　支給限度額の算定は、法第55条の規定の例により別表第4のとおりとする。ただし、支給限度額を算定する事業は、総合事業訪問介護及び総合事業通所介護に限る。

2　総合事業訪問介護及び総合事業通所介護の利用者が法第52条に規定する予防給付を利用している場合は、別表第4に定める額から当該予防給付により給付を受けた額を差し引いた額を支給限度額とする。

(給付管理)

第11条　総合事業のうち、給付管理（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第13条第1項及び第2項に規定する事務をいう。）を行う事業は、総合事業訪問介護、総合事業通所介護、みまたんディサービス、総合事業いきがいディサービスとする。

(指導及び監査)

第12条　町長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(関係機関との連携)

第13条　町長は、関係機関との連携を図り、総合事業による効果が期待される対象者の早期発見に努めるほか、対象者に対する支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(委任)

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附　則

この告示は、公表の日から施行し、平成29年４月1日から適用する。

別表第1(第3条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種別 | 事業名 | 事業内容 |
| 訪問型サービス | 総合事業訪問介護 | 訪問介護（法第8条第2項に規定する訪問介護をいう。以下同じ。）に相当するサービス |
| 通所型サービス | 総合事業通所介護 | 通所介護（法第8条第7項に規定する通所介護をいう。以下同じ。）に相当するサービス |
| みまたんデイサービス | 緩和した基準による通所型サービスで、町内に事業所を有する事業者が、町から指定を受け提供するサービス 利用時間（おおむね6時間）利用者の希望で半日（3時間程度）の利用は可能であるが、3時間限定でのサービス提供は不可 |
| 総合事業いきがいデイサ－ビス | 緩和した基準による通所型サービスで、社会福祉法人三股町社会福祉協議会が提供する見守り支援のサービス 利用時間（おおむね6時間）利用者の希望で半日（3時間程度）の利用は可能であるが、3時間限定でのサービス提供は不可 |
| 介護予防ケアマネジメント | ケアマネジメントA | 介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメント |
| ケアマネジメントB | 緩和した基準による介護予防ケアマネジメントであって、サービス担当者会議等を省略したもの |

別表第2(第6条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種別 | 事業名 | 事業支給費 |
| 通所型サービス | みまたんデイサービス | 利用料 　　　2,500円/回 送迎加算 　 　800円/回 |
| 総合事業いきがいデイサービス | 利用料　　　 2,000円/回 送迎加算 　 　600円/回 |

別表第3(第7条関係)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| サービス種別 | 事業名 | 利用者負担及び利用料 | 備考 |
| 訪問型サービス | 総合事業訪問介護 | 介護給付の利用者負担割合（原則１割、第１号被保険者のうち、一定以上の所得のある者は２割）と同じ。 | 要支援認定区分１の者及びチェックリストによる事業対象者（要支援認定区分１に相当）にあっては週2回程度。要支援認定区分２の者（要支援認定区分２に相当）にあっては週3回程度とする。 |
| 通所型サービス | 総合事業通所介護 | 介護給付の利用者負担割合（原則１割、第１号被保険者のうち、一定以上の所得のある者は２割）と同じ。 | 要支援認定区分１の者（要支援認定区分１に相当）にあっては週１回程度。要支援認定区分２（要支援認定区分２に相当）の者及びチェックリストによる事業対象者にあっては週２回程度とする。 |
| みまたんデイサービス | １回400円 | ケアマネジメントに基づき、週2回を限度とする。 |
| 総合事業いきがいデイサービス | 1回300円 | ケアマネジメントに基づき、週2回を限度とする。 |
| 介護予防ケアマネジメント | ケアマネジメントA | 無料 |  |
| ケアマネジメントB | 無料 |  |

別表第4(第10条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者区分 | 支給限度額 |
| チェックリストによる事業対象者 | 50,030円 |
| 要支援1 | 50,030円 |
| 要支援2 | 104,730円 |

様式(省略)

[別紙参照]